

「ナザレ園指定居宅介護支援事業所」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(茨城県指定 第0873300032号)

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

☆居宅介護支援とは

契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ご契約者の心身の状況やご契約者とそのご家族等の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の体制	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. サービスの利用に関する留意事項	4
7. 苦情の受付について	4
8. 個人情報の取り扱い	5

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 ナザレ園
(2) 法人所在地 茨城県那珂市中里361番地2
(3) 電話番号 029-296-0316
(4) 代表者氏名 理事長 菊池 義
(5) 設立年月 昭和24年4月1日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
(2) 事業所の目的 ナザレ園居宅介護支援事業所は、介護保険法に基づき要介護状態、又は要支援状態にある高齢者に対し、適切な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。
(3) 事業所の名称 ナザレ園居宅介護支援事業所・平成11年9月21日指定
茨城県 0873300032号
(4) 事業所の所在地 茨城県那珂市中里361番地2
(5) 電話番号 029-270-9315
(6) 在宅サービス総括所長 渋谷 節子
(7) 事業所長（管理者）氏名 細田 晴美
(8) 当事業所の運営方針 ナザレ園居宅介護支援事業所は、要介護者又は要支援者が可能な限り居宅において自立した生活を営むことができるよう努めます。事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
(9) 開設年月 平成11年10月1日

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 那珂市 常陸大宮市 水戸市 常陸太田市 ひたちなか市
東海村 城里町
(2) 営業日及び営業時間

営業日	毎週月曜日から土曜日までとする。 ただし、12月31日から1月3日までの 年末年始を特別休業とする。
サービス提供時間帯	月～土 8:30～17:30 (電話により24時間常時連絡可能な体制にする)

4. 職員の体制

当事業所に勤務する職種、職務内容は次の通りです。

- 管理者 事業所の管理を行なう。
主任介護支援専門員 介護支援専門員の指導及び困難事例の相談・助言業務を行なう。
介護支援専門員 指定居宅介護支援の利用申し込みに係わる調整及びケアプラン作成及びそれに係わる業務に当たります。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用料負担はありません。

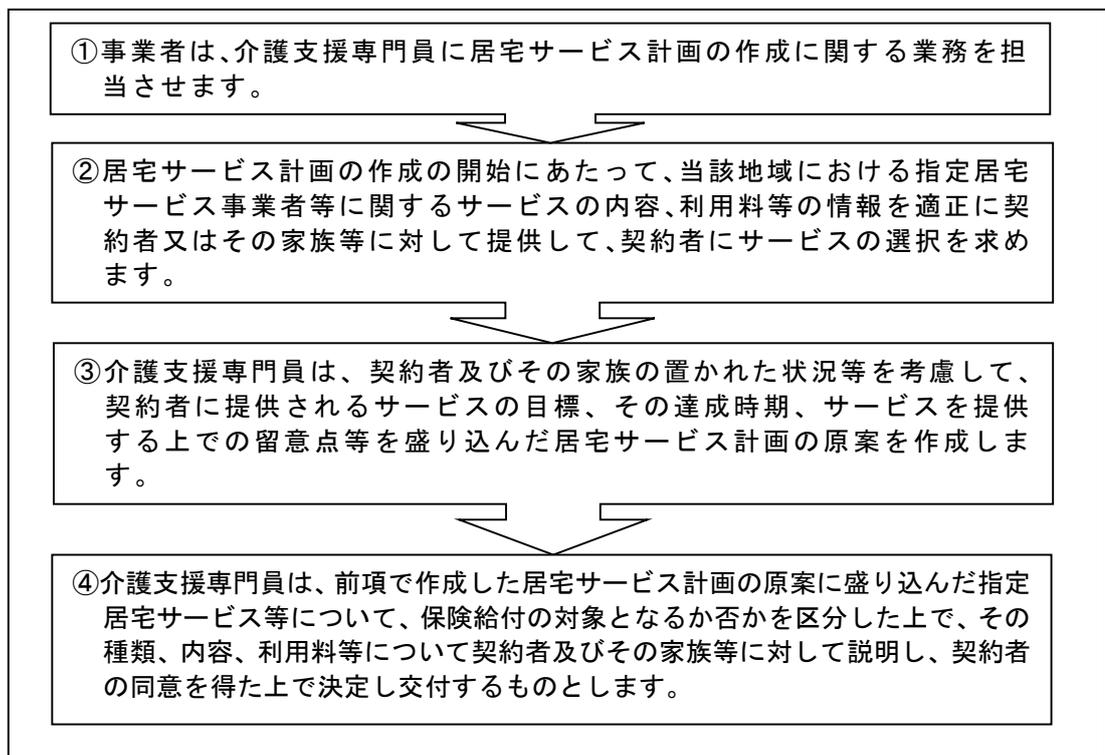
(1) サービスの内容と利用料金（契約書第3～6条、第8条参照）

<サービスの内容>

① 居宅サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

<居宅サービス計画の作成の流れ>



②居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③居宅サービス計画の変更

- ・ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計

画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④介護保険施設への紹介

- ・ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

<サービス利用料金>

居宅介護支援に係る利用料については、下表のとおりとしますが、介護保険制度から全額が給付されるため、原則としてご契約者の負担はありません。但し、過去に介護保険料の滞納等の事情により法定代理受領サービスでなくなった場合には、一旦費用の全額をご契約者に負担していただくこととなります。

居宅介護支援費

居宅介護支援	
居宅介護支援費(要介護1～2)	1,086 単位/月
居宅介護支援費(要介護3～5)	1,411 単位/月
その他加算	
初回加算	300 単位/月
入院時情報連携加算Ⅰ	250 単位/月
入院時情報連携加算Ⅱ	200 単位/月
退院・退所加算(1)イ	450 単位/月
退院・退所加算(1)ロ	600 単位/月
退院・退所加算(2)イ	600 単位/月
退院・退所加算(2)ロ	750 単位/月
退院・退所加算(3)	900 単位/月
緊急時等居宅カンファレンス加算	200 単位/月
ターミナルケアマネジメント加算	400 単位/月
通院時情報連携加算	50 単位/月
特定事業所加算(Ⅱ)	421 単位/月

(2) 交通費（契約書第8条参照）

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替（契約書第7条参照）

①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

②ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

7. 苦情の受付について（契約書第12条参照）

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

相談員 細田 晴美

○受付時間 毎週月曜日～金曜日

8：30～17：30

(2) 行政機関その他苦情受付機関

那珂市役所介護長寿課	所在地 茨城県那珂市福田1819-5 電話番号 029-298-1111 FAX 029-298-0944 029-295-4244 受付時間 8:30~17:15
常陸大宮市役所長寿福祉課	所在地 茨城県常陸大宮市中富町3135-6 電話番号 0295-52-1111 FAX 0295-52-2250 受付時間 8:30~17:15
常陸太田市福祉事務所 高齢福祉課	所在地 茨城県常陸太田市金井町3690 電話番号 0294-72-3111 FAX 0294-72-3002 受付時間 8:30~17:15
ひたちなか市役所 介護保険課	所在地 茨城県ひたちなか市東石川2-10-1 電話番号 029-273-0111 FAX 029-275-0039 受付時間 8:30~17:30
水戸市役所介護保険課	所在地 茨城県水戸市中央1-4-1 電話番号 029-224-1111 FAX 029-232-9230 受付時間 8:30~17:15
城里町役場長寿応援課	所在地 茨城県東茨城郡城里町大字石塚1428-25 電話番号 029-288-3111 FAX 029-288-6819 受付時間 8:30~17:15
東海村役場福祉部 高齢福祉課	所在地 茨城県那珂郡東海村東海3-7-1 電話番号 029-282-1711 FAX 029-287-0317 受付時間 8:30~17:15
国民健康保険団体連合 介護保険苦情相談室	所在地 茨城県水戸市笠原町978-26 茨城県市町村会館内 電話番号 029-301-1565 FAX 029-301-1579 受付時間
茨城県社会福祉協議会	所在地 茨城県水戸市千波町1918 電話番号 029-305-7913 FAX 029-305-7194 受付時間 9:00~17:00

8. 個人情報の取り扱い

当事業所は、事業目的を達成するために必要な範囲内で、契約者及び家族等の個人情報を適法かつ公正な手段で収集します。

なお、当事業所における個人情報の利用目的は、以下のとおりです。

- ① 利用者に対する適切な居宅介護支援サービスのため
- ② 介護給付費請求など介護保険事務のため

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

ナザレ園居宅介護支援事業所

氏名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

住所

氏名

<重要事項説明書付属文書>

1. サービス提供における事業者の義務（契約書第10条、第11条、第14条、第15条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から5年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ② ご契約者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他ご契約者から申し出があった場合には、ご契約者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
- ③ 事業者、介護支援専門員または従業員は、居宅介護支援を提供するうえで知り得たご契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。（守秘義務）
- ④ 居宅介護支援の提供の開始に当たり、ご契約者に対して入院時に担当ケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関に提供するように依頼します。
- ⑤ ご契約者が医療系サービスの利用を希望している場合等はご契約者の同意を得て主治の医師等の意見を求め、この意見を求めた主治の医師等に対してケアプランを交付します。
- ⑥ ご契約者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であることや当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能であることを説明します。

2. 損害賠償について（契約書第16条参照）

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

3. 事故発生時の対応（契約書第13条参照）

事業者は、そのサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、契約者の家族、契約者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じるものとします。

事業者は、そのサービスの提供により事故が発生した場合は、事故の状況及び事故に際してとった処置を記録し、それを5年間保管するものとします。

4. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。（契約書第2条参照）

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができます。

ますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第17条参照）

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③ご契約者が介護保険施設に入所した場合
- ④事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（1）ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第18条、第19条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合
- ②事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
- ③事業者もしくは介護支援専門員が守秘義務に違反した場合
- ④事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

（2）事業者からの契約解除の申し出（契約書第20条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合